委　託　契　約　書（案）

長野県知事　阿部　守一（以下「委託者」という。）と○○○○○○○○（以下「受託者」という。）は、次の条項により、長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業に関する委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第１条の２　受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第２条　委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称　長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業業務（飯伊圏域）

(2) 業務の内容　長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業業務委託仕様書のとおり

（履行期間）

第３条　委託業務の履行期間は、令和９年１月１日から令和９年３月31日までとする。

（委託料）

第４条　委託料は、○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円）

（契約保証金）

第５条　受託者は、契約保証金○○○○円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

２　委託者は、第７条第２項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金を免除する場合）

第５条　契約保証金は、○○○○円とし、その納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第６条　受託者は、企画提案書及び仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

２　受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

３　受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

４　受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第７条　受託者は、令和９年３月31日までに委託業務完了報告書（様式第１号、成果品）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
３　受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
４　前２項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。
（委託料の支払）
第８条　委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書（様式第２号）を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
２　委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。
（危険負担）
第９条　第７条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。
（契約不適合責任）
第10条　受託者は、成果品の引渡し後１年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。
（権利義務の譲渡、承継）
第11条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。
（再委託の禁止）
第12条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。
（契約内容の変更）
第13条　委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
２　前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
３　委託者は、第１項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。
（事情変更による契約の変更）
第13条の２　委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不適当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
２　前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。
（契約解除）

第14条　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第14条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第14条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第15条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第７条第１項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第８条第１項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

４　受託者は、第14条から第14条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

５　委託者は、前項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

６　受託者は、第１項又は第４項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第16条　受託者は、第14条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第17条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（個人情報の保護）

第18条　受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

（疑義の解決）

第19条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年〇月〇日

委託者　住　　所　　長野市大字南長野幅下692番地２

　　職・氏名　　長野県知事　　阿　部　守　一　　印

受託者　住　　所　　〇〇〇〇

　　法 人 名　　〇〇〇〇

　　代表者職・氏名　〇〇〇〇長　　〇〇〇〇　印

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（秘密の保持）

第１　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第３　受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第４　受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

２　受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

３　受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（作業場所の特定）

第５　受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

２　受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

（教育及び研修の実施）

第６　受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

（個人情報の目的外利用等の禁止）

第７　受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（再委託の原則禁止）

第８　受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

２　受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称
(2) 再委託が必要な理由
(3) 再委託の期間
(4) 再委託を行う業務の内容
(5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
(6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
(7) 再委託の相手方の監督方法

３　前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

４　受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

５　受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

６　前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

（個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第９　受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

（個人情報の安全管理措置）

第10　受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去）

第11　受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。
３　受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）
第12　受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。
２　受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。
３　受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（監査又は調査）
第13　委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
２　受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。
３　前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

（契約の解除）
第14　委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
２　受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）
第15　受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

（様式第１号）

委託業務完了報告書

令和　年　月　日

長野県知事　阿部　守一　様

受託者　住　　所
法　人　名
代表者職・氏名

令和　年　月　日付けで契約した次の委託業務が完了しましたので、別紙活動記録のとおり報告します。

記

１　業　務　名　　長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業（〇〇圏域）

２　履 行 期 間　　着手　令和　年　月　日
完了　令和　年　月　日

３　委　託　料　　円

（様式第２号）

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業

精算払請求書

金　　円

令和　年度における長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業が終了したので、委託契約書第８条の規定により上記のとおり請求します。

令和　年　月　　日

長野県知事　阿部　守一　様

受託者　住　　所
法　人　名
代表者職・氏名

（振込先）

金融機関名	銀行　　支店		
預金種別		口座番号	
フリガナ 名　　義			

契約金額　　円

受領済額　　円

（様式第３号）

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業
前金払請求書

金　　円

令和　年度における長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業について、委託契約書第９条の規定により上記のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿部　守一　様

受託者　住　　所
法　人　名
代表者職・氏名

（振込先）

金融機関名	銀行　　支店		
預金種別		口座番号	
フリガナ 名　　義			

契約金額　　円

受領済額　　円